

令和3年6月24日

「緊急事態宣言」の解除に伴う福生市における新型コロナウイルス
感染症対策の変更について

福生市新型インフルエンザ等対策本部長
福生市長 加 藤 育 男

福生市が「まん延防止等重点措置すべき地域」となったことに伴い、令和3年6月18日に決定した対応について、次のとおり変更する。

別紙「各施設の対応」中「福祉センター」の対応について、次の表のとおり変更する。

現 行				変 更 後			
施設区分	施設名	対応	備考	施設区分	施設名	対応	備考
その他 の施設	福祉センター	開館時間の短縮 施設の閉館時刻 について、午後 10時とあるのを 午後8時とす る。 ※月曜日の閉館 時刻は、通常ど おり午後5時15 分とする。 ※喫茶たんぽぽ 及び老人福祉セ ンター（浴室を 含む。）は休止と する。	まん 延防 止等 措置	その他 の施設	福祉センター	開館時間の短縮 施設の閉館時刻 について、午後 10時とあるのを 午後8時とす る。 ※月曜日の閉館 時刻は、通常ど おり午後5時15 分とする。 ※喫茶たんぽぽ 及び入浴関連施 設は休止とす る。 ※老人福祉セン ターは、上記入 浴関連施設を除 き、令和3年6 月28日から再開 する。	まん 延防 止等 措置

変更後の対策については、別紙参照

令和3年4月23日決定
 令和3年5月10日変更
 令和3年5月31日変更
 令和3年6月18日変更
 令和3年6月24日変更

福生市における新型コロナウイルス感染症対策について
 ～まん延防止等重点措置への移行を受けて

福生市新型インフルエンザ等対策本部長
 福生市長 加藤 育 男

国の「緊急事態宣言」の期間が解除され、東京都が「まん延防止等重点措置すべき地域」となり、福生市が「重点措置適用地域」となったことに伴い、その適用期間（令和3年6月21日から7月11日までの間。以下「適用期間」という。）の福生市の新型コロナウイルス感染症対策については、次の表のとおり対応する。

なお、適用期間終了後は、令和3年3月18日付けで定めた「緊急事態宣言」の解除に伴う福生市における対応についてへ対応を移行し、その適用期間については、「当分の間」に改め、期間の終了期日については、状況に応じて判断するものとする。

区 分	対 応
時間外開庁（市役所及び保健センター）	適用期間中、時間外開庁を休止するものとする。 ※交代制在宅勤務の実施に伴い、時間外開庁への職員体制に支障があるため
公共施設	適用期間中、市内公共施設は、原則として、東京都の施設の対応等に準拠し、対応するものとする。 ※別紙のとおり
学校（小・中学校）	適用期間中、国及び東京都教育委員会の方針に基づき、感染防止対策を万全に行ったうえで、通常授業を行う。 なお、三密を避けられない教育活動は、実施しない。 ※休日に予定されている学校行事の実施については、各学校のホームページにて情報発信するものとする。
保育園	通常どおりの対応 適用期間中、登園自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長保育については、自粛を要請するものとする。
学童クラブ	通常どおりの対応 適用期間中、利用自粛の要請は行わない。ただし、午後7時以降の延長育成については、自粛を要請するものとする。
ふっさっ子の広場	学校の対応に準ずるものとする。
イベント等	新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針（令和2年2月26日決定）、国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。
市職員の体制	適用期間中、「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」を実施するものとする。

区 分	対 応
会議	適用期間中、書面開催又は延期などの感染拡大防止措置を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。
出張等	適用期間中、自粛又は電話、メール等による対応を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。

なお、上記表に定めるほか、必要と認める場合は、本部長の判断により、感染拡大防止に資する対応を追加等し、又は同表の内容の変更等を行うものとする。

各施設の対応

施設区分	施設名	対応	備考
屋内体育施設	中央体育館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。	まん延防止 等措置
	熊川地域体育館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。	まん延防止 等措置
	福生地域体育館	令和3年3月16日から当分の間、新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用するため、一般の利用を不可とする。	まん延防止 等措置
市民会館・ 公民館	市民会館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。	まん延防止 等措置
	公民館 松林分館 白梅分館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。	まん延防止 等措置
	わかぎり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。	まん延防止 等措置
児童館	熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後9時とあるのを午後6時とする。	まん延防止 等措置
その他の施設	輝き市民サポートセンター	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。	まん延防止 等措置
	プチギャラリー	通常どおり	
	福庵	開館時間の短縮 施設の閉館時刻については、午後10時とあるのを午後4時30分とする。	まん延防止 等措置
	旧ヤマジュウ田村家住宅	通常どおり	
	ふれあいひろば	利用時間の短縮 利用時間は、午前10時から午後3時までとする。(人数制限あり)	まん延防止 等措置 親子談話室 の利用は不可
	子育て地域活動室	通常どおり	
	郷土資料室 防災食育センター	通常どおり 施設見学の休止	

施設区分	施設名	対応	備考
	福祉センター	開館時間の短縮 施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時とする。 ※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。 ※喫茶たんぼぼ及び入浴関連施設は休止とする。 ※老人福祉センターは、上記入浴関連施設を除き、令和3年6月28日から再開する。	まん延防止等措置
	まちなかおもてなしステーションくるみるふっさ	通常どおり	
	リサイクルセンター	施設見学の休止	
図書館	中央図書館 武蔵野台図書館 わかぎり図書館 わかたけ図書館	通常どおり ※ただし、サービス制限あり	まん延防止等措置
学校開放	小・中学校	開放時間の短縮 開放終了時刻については、午後9時30分とあるのを午後8時とする。 ※校舎の開放はしない。	まん延防止等措置
屋外体育施設	福生野球場 ネッツ多摩S&Dフィールド（市営競技場）※ 武蔵野台テニスコート	開場時間の短縮 閉場時間については、午後9時30分とあるのを午後8時とする。	まん延防止等措置 ※競技場のほか、テニスコート及び会議室を含む。
	加美平野球場 グラウンド テニスコート（上記以外）	通常どおり	
	市営プール	令和3年度は閉場	周辺自治体と同様の対応
公園	多摩川中央公園及び福生南公園のバーベキュー施設	適用期間中、施設使用の休止	飲食に係る施設のため
	武蔵野台東公園	令和3年6月21日から当分の間、新型コロナウイルスワクチン接種会場の駐車場として使用するため、一般の公園使用を不可とする。	新型コロナウイルスワクチン接種会場の駐車場
	その他公園施設	適用期間中、大人数での飲食行為を禁止するものとする。	福生市都市公園条例第6条

※各施設において、感染予防・感染拡大防止に資する対策について、万全を期すものとする。